

MARINE SAFETY ADVISORY NO. 34 – 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: CADET WORKING HOUR AND TRAINING RECORDS

Date: 2 November 2020

PSCによる「欠陥(deficiency)」指摘に訓練生(cadet)の「勤務時間の超過」や「訓練記録の消失」が数多く見受けられます。訓練生(Cadet)は船員(seafarer)扱いになりますので、「船員雇用契約書」又はこれに代わる「訓練同意書」によって(その人権を)保護されなければなりません。(弊局発行、船舶安全通告 MN No. 2-011-33 19ページ「マーシャルアイランド海事局の決定」をご参照下さい。)

ほとんどの訓練同意書には月額一時金、給与が示されていますが、船員雇用契約書のように時間外手当についての記述が無いことから、訓練生は一定時間(停泊中或いは航海中の「一定時間」とは8時間を指します; 弊局海事規則、MI-108/ § 7.51.5a(1)参照)のみ勤務すると考えられます。

弊局は旗国検査を通して、訓練生の一定時間外勤務が繰り返し行われていることを認識してきました。これはPSCに於いても同様で、結果Code 17 (出港までの是正要求)を発行し超過勤務時間に対する手当支払いを要求しています。

最近のPSC検査では、「船上訓練プログラム」(の実施)記録が無かったケースや、(訓練生として乗船していた)STCW/Reg. III/6適合資格を持つ電子技術職員を訓練生として見做せないとしたケース等があります。(後者のケースでは) PSC検査官は(該当乗組員の)乗船日を起点とし団体交渉協定に基づく給与支払いを記した雇用契約への変更を求めこの現状を「欠陥」としました。

(弊旗国船乗務の)訓練生(Cadet)は超過勤務手当を含む船員雇用契約書(SEA)又は、超過時間勤務を規定していない定時時間勤務のみの訓練同意書の何れかで(その労働条件を)保証されていなければなりません。更に、訓練生乗船中の訓練が訓練計画書に従って行われている事を示す書類(記録)を本船に保管しなければなりません。

本船舶安全通知書は延長、廃版、取り消し等の特記がない限り発行後1年間のみ有効とします。

MSA No. 34-20J

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします